

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

日程第十 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第十一 陳情第一号

青梅線本町踏切り閉鎖に関する陳情書 (審査報告)

日程第十二 陳情第二号

高齢者研修センター設立に関する陳情書

日程第十三 常任委員会委員の選任

日程第十四 議会運営委員会委員の選任

日程第十五 一部事務組合議会議員の選挙

追加日程第一 福生市議会運営委員会要綱の全部を改正する動議

追加日程第三 議長選挙

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の暫例に関する条例の一部を改正する条例)

日程第十 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第十一 陳情第一号

青柳線本町端切り閉鎖に関する陳情書 (審査報告)

日程第十二 陳情第二号

高齢者研修センター設立に関する陳情書

日程第十三 常任委員会委員の選任

日程第十四 議会運営委員会委員の選任

日程第十五 一部事務組合議会議員の選挙

計画日野第一 藤井市議会監査委員会要請の全席を改正する陳情書

追加日程第二 議長の辞職許可について

追加日程第三 議長の選挙

臨時日程第三
臨時日程第二

議長の選挙

議長の選挙権行使の件

追加日程第四 副議長の辞職許可について
追加日程第五 副議長の選挙

○議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により
議長において

- 九番 竹田政勝君
 - 十番 指田保雄君
 - 十一番 中佐美良時君
- 以上三名を指名いたします。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長と

飯町日野葉五

開議員の選挙

飯町日野葉四

開議員の選挙報告

午前十時 開会・開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十二年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、

議長において

- 九番 竹田政勝君
 - 十番 指田保雄君
 - 十一番 宇佐美良時君
- 以上三名を指名いたします。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長を

して諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

- 一、昭和五十二年第二回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、陳情の受理について(別添参照)
- 四、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 五、昭和五十二年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 六、昭和五十二年三月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 七、定期監査の結果について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会で検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君 登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので、五月七日午

前九時から開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

今次臨時会は、長提出による条例改正等八件と、議会側からの案件五件でございます。条例の改正は、過去三年間据え置かれた議員、

職員、消防団員等の費用弁償並びに旅費の改正、専決処分の報告は、三月定例会の全員協議会で了承しております。税関係の条例改正、

ほかに欠員となっている人権擁護委員の推せんに関する意見聴取、及び陳情と任期満了に伴う各委員の選任で、日程の順序はすでに御配付してあるとおりお願いすることにいたしました。又、議案中関連の

あるものは一括上程とし、陳情第二号を委員会に付託する以外は、慎重に審議の上即決を願うよう委員会は意見の一致を見ております。したがいまして、本日の日程は消化できるものと判断して、会期は本日一日限りとすることに決定いたしましたので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

なお、理事者側から全員協議会の申し出がありましたので、実施の時期は、検討の結果、議事の進行上から陳情第二号の終了後、常

任委員の選任等 人事案件に入る前、議会側の全員協議会及び議員総会等をあわせて行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめお含みおきを願います。

以上でございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の報告は終わりました。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、五月十三日一日と決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) この際日程第三から日程第七までの五議案はそれぞれ関連もありますので、一括して上程いたします。

日程第三 議案第二十一号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第二十二号 非常勤の特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第二十三号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第二十四号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第二十五号 福生市消防団条例の一部を改正する条例
以上五議案を一括して議題といたします。
本五案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第二十一号から議案第二十五号までは、いずれも旅費、費用弁償又は実費弁償の金額を定める条例の改正案でございます。議案第二十一号は議会の議員の議

案第二十号は議會を除く非常勤の特別職の職員、議案第二十三号は証人等の実費弁償に関する条例第一条に基づく証人等の、議案第二十四号は常勤の職員の、議案第二十五号は消防団の団員の、いずれも旅費、費用弁償又は実費弁償の金額を定める条例の改正案につきまして、提案理由とその内容を一括して御説明を申し上げます。

ここに上程されております五つの条例が規定いたします旅費、費用弁償又は実費弁償の現行の金額は、昭和四十九年の四月一日から施行したものでございます。その後三年間における諸物価の高騰のために、条例で定める日当及び宿泊料の現行額は、他市に比べて低くなり過ぎまして、このままではとうていその目的を達成することができなくなりましたので、都下二十六市のうちの中庸中ごろを目指して、この際改正することにしたしまして、日当の金額は現行の定額にそれぞれ二百円を加算した金額、たとえば議会の議員の場合には日当一千二百円を一千四百円に、又宿泊料の金額は現行の定額にそれぞれ二千五百円を一率に加算した金額、たとえば議会の議員の場合には現行六千五百円を九千円に、各議案記載のとおりそれぞれ改めま

して、いずれも四月一日から適用しようとするものでございます。

なお、議案第二十三号で提案申し上げました証人等に支給する日当の定額につきましては、その日当の金額の中には当該証人等が公務のために出頭又は参加したために生ずるべきでございます。その日の収入の損失補償的な意味合いも当然含めなければなりませんので、以上申し上げましたものの例外として、日当額現行の三千三百円を四千三百円に改めようとするものでございます。

なお、予算の執行の面におきましては、以上申し上げましたように旅費、費用弁償又は実費弁償の金額は改正いたしましたとしても、経費の面はできるだけ節約をいたし、必要やむを得ない場合のほかは、原則として既定予算の範囲内で押さえる所存でございますので、五議案とも御審議をいただきます。原案どおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で説明は終わりました。

これより本五議案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君)

この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第二十一号から二十五号までの五議案は、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から、本五案はそれぞれ原案どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第二十一号

から議案第二十五号までの五議案は、それぞれ原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

次に日程第八と日程第九の二案を一括して上程いたします。

日程第八 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦

課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第九 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(アメリカ合衆

国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(税務課長 島田 猛君 登壇)

○税務課長(島田 猛君)

ただいま議題とされました報告第一及び第二号の専決処分の承認を求めることについて、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例とアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして専決処分をいたしましたので、提案理由と改正条例の内容につきまし

て御説明を申し上げます。

最初に福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例関係について申し上げます。

この改正条例は今次国会で可決成立し、交付されました地方税法の一部を改正する法律に基づきまして、本市におきまして改正の必要が生じたのですが、その施行日が四月一日であり、市条例の改正を急ぐ必要があり、議会招集のいとまがありませんでしたので、地方自治法第百七十九条により専決処分をいたしました次第でございます。その内容を報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例改正の内容の骨子とする点は、第一点には個人市民税の非課税限度額及び個人均等割非課税所得額の引き上げ、又法人市民税均等割額を前年に引き続きまして再引き上げを行い、個人課税を緩和し、法人課税の強化を図り、第二に軽自動車税につきましては、年度途中で用途変更があつても税率の変更はしないことと、使用者の売買とか譲渡とかあつても、それが市内で発生の場合には、課税事務の繁雑を避けるために月割り還付、月

割り課税等の切りかえ事務を行うこと、又無公害車の製造、使用が増加してきたことに伴ひまして、課税上の優遇措置の範囲を広げることとし、その他といったしましては、関係法令の改正条文新設等に伴う表現の一部を改正したこと等が主なものでございます。

以下条を追つて改正点についてその概要の説明を申し上げます。

まず第二十四条第一項の關係ですが、これは個人市民税の非課税の範圍について規定したもので、その三号で障害者、未成年者、老年者、寡婦等に対する非課税限度額は現行七十万円となつておりますが、これを十万円アップいたしました。八十万円に引き上げ、課税の緩和を図る改正でございます。第二項につきましては五十一年度から制度化されたもので、個人均等割りのみの納税義務者が非課税にいつても前年所得の現行額が現在では十三万円でございますが、これを二十万円引き上げて十五万円に改め、本人を含めた家族数を乗じた金額以下の所得の場合には均等割りを課さないとする優遇の改正でございます。

次に第三十一条の二項は、法人市民税の均等割り額を定めた規定でございます。資本金別で区分して税率を定めてあります。資本金が一億円

を超え、従業員百人以上につきましては、現行の二万四千円を八万円に改め、資本金が一億円を超えても従業員数が百人未満の事業所、会社もしくは保険業を営む総合会社又は資本金一千万円を超え、一億円以下の法人等については、現行一万二千円を二万四千円に改め、それ以外の法人につきましては現行七千二百円を年額八千円に改めようとするものでございます。

第七十三条の三項は、軽自動車税の賦課徴収等の特例を定めた規定でございまして、後で述べますが第三項、第四項を新設するために前項とする表現を二項に改め、同時にこの三項を五項に変えるもので、その内容には変わりはありません。現行の三項では月割り課税対象の軽自動車等を廃車したことにより、納税義務が消滅したときには税額の一部を減額して還付する制度になっており、その場合、加算金につきましても計算して還付することになっております。その加算金の計算の始期につきましては、納税義務消滅の日から三十日以内に廃車する旨の申告を要するとされておりますので、その申告のあった日から起算いたしましたして十日を経過した翌日を計算の始期とするという規定になっております。これが現行三

項の内容であって、この中で前項と表現してあるのを第二項と定めるものです。その第二項の内容はこういうものかと申しますと、賦課期日後に納税義務が消滅いわゆる廃車したときには、消滅の月分まで月割り課税するというものでございます。第三項は新設の条文でございまして、賦課

期日後に用途変更、いわゆる自家用から営業用に、営業用から自家用にかえることがありまして、その年度内の税率変更はいたしません。異動前の税率で課税することとし、第四項ではこれも新設の条文でございまして、賦課期日後に所有する車につきまして所有者の異動がありましたも、その異動が市内での異動である場合には所有者異動は行わず、月割り課税もしないとするもので、したがいまして福生市からほかの市町村に異動した場合には従来どおり変更するというものでございます。ただし本項以外の他の法令により課税されない場合には、従来どおり非課税になった月分につきましては還付をするということには変わりはありません。

次に第七十三条の二は軽自動車税の徴収の方法について規定したものでございまして、軽自動車の徴収は普通徴収——納税通知書を納税義務者